

事務連絡  
令和6年3月29日

居宅介護支援事業所  
地域包括支援センター 各位

桑名市保健福祉部介護高齢課長

令和6年度4月以降の介護予防支援計画・介護予防ケアマネジメントの取扱いについて

平素は、桑名市の介護福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険法改正により、令和6年4月から指定居宅介護支援事業所が市町村から指定を受けて介護予防支援事業を実施することができるようになります。指定による介護予防支援の実施について注意事項等をまとめましたので、ご参照の上、事業実施にご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

#### 1. 指定居宅介護支援事業所による介護予防支援について

- ・指定申請に関する詳細は、令和6年3月1日付けで通知しました「指定介護予防支援事業者の指定申請について」をご参照ください
- ・介護予防支援事業所の指定を受けて実施できるのは、「介護予防支援」のみです
- ・「介護予防ケアマネジメント」は、これまでどおり地域包括支援センターまたは、委託を受けた指定居宅介護支援事業所が実施することになります
- ・介護予防支援事業者の指定の有無に関わらず、これまでどおり地域包括支援センターからの委託を受けて「介護予防支援」及び「介護予防ケアマネジメント」を実施することも可能です

<流れについて>

指定居宅介護支援事業所が「介護予防支援」を地域包括支援センターから委託を受けずに行う場合、以下が委託の場合との相違点となります。

◎新規・変更・更新時に、※介護予防サービス計画等一式（電子データまたは写し）を、利用者の住所地を担当する地域包括支援センターへ提出。（変更無し。電子データでの提出を推奨します）

ただし、計画書、評価表の意見欄に包括の意見は必要ありません（委託の場合は、従前どおり）

#### 【※介護予防サービス計画等一式】

利用者基本情報、基本チェックリスト、介護予防サービス・支援計画書、  
介護予防支援・サービス評価表（期間終了時）

\*現在ホームページに掲載している「桑名市 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の流れ」も、詳細が確定次第、更新の予定です

## 2. 注意事項

要支援者のプランは、総合事業のみを利用する場合の「介護予防ケアマネジメント」と、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」がありますが、今回新たに指定事業所として行うことができるのは「介護予防支援」のみです。そのため、以下のような場合においては注意が必要です。

例) 要支援2の被保険者について、A指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所（包括からの委託ではなく被保険者と直接契約）として担当するケース

利用月	利用するサービス	ケアマネジメント費	担当事業所	市へ必要な提出 (担当事業所から)
6月	・通所A（総合事業） ・介護予防短期入所生活介護	介護予防支援費	A指定居宅介護支援事業所	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書
7月	・通所A（総合事業）	介護予防ケアマネジメント費	地域包括支援センター	同上
8月	・通所A（総合事業） ・介護予防短期入所生活介護	介護予防支援費	A指定居宅介護支援事業所	同上

- ・この場合、6月、8月分はA居宅介護支援事業所が担当の指定介護予防支援事業所ですが、7月分は「介護予防ケアマネジメント」となるため、地域包括支援センターが担当となります。そのため、ケアマネジメント費の種類が変わるたびに\*利用者との契約および介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書（以下、「居宅の届出書」）の提出が必要となります。

### ※契約について

上記の例のような場合、利用者に負担を強いることになるため、契約の時点で利用者・指定居宅介護支援事業者・地域包括支援センターの3者で契約を行っても差し支えありません。

（「3者間契約書」については、別途ホームページに3者契約書等の雛形を掲載予定です）。

ただし、この場合にもケアマネジメント費の種類が変わるたびに居宅の届出書の提出は必要となります。

※今後、国等の通知によりこれらの取り扱いに関しては、変更となる場合があります

事務担当  
桑名市役所介護高齢課  
介護予防支援室  
TEL：0594-24-1489・24-5104  
0594-24-1170（居宅の届出書に関して）  
FAX：0594-27-3273